

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

稚内信用金庫（証券コード：ー）

【据置】

長期発行体格付	A
格付の見通し	安定的

■格付事由

- (1) 北海道稚内市に本店を置く資金量約 4,400 億円の信用金庫。きわめて良好な資本の充実度や、主たる営業エリアである宗谷管内周辺において圧倒的な預貸金シェアを有する安定した事業基盤が格付を支えている。人口減少・少子高齢化などで地元経済の衰退が懸念されるなか、地域振興を目的としたファンドの活用や、札幌など都市部での営業力強化などで資金需要の確保を図っている。超低金利環境において基礎的な収益力の低下に歯止めがかかっておらず、その回復が喫緊の課題である。とりわけ、収益の軸となっている余資運用の動向を注視していく。
- (2) コア業務純益は徐々に減少しており、19/3 期上半期においては 3 億円と前年同期から半減した。ROA（コア業務純益ベース）は 0.1% 台まで低下している。預け金を含めると余資運用が資産の大宗を占めるなか、高利回り債券の償還による余資にかかる利息の減少が響いている。超長期債への投資などに取り組んでいるものの、市場金利が低く、利息配当収入の落ち込みをカバーしきれない状況が続く見込みである。一方、中小企業向け貸出の増加、利回りの下げ止まりなどから貸出金利は現状程度の水準を維持することが可能と JCR はみている。厚い資本を背景に有価証券運用を多様化することなどで、収益力の低下を打ち返していけるかが重要な注目点である。
- (3) 有価証券運用はポートフォリオの大半を公共債が占めており、流動性および安全性は高い。超長期の債券を積み増していることから保有債券にかかるデュレーションは長期化傾向にある。一定の金利リスクをとってはいるものの、厚い資本との対比では過大なリスクテイクではないとみている。
- (4) 金融再生法開示債権比率は 19/3 期上半期末で 5.86% とやや高い。しかし、当金庫は貸出金残高が 800 億円弱と少なく、かつ厳格な引当方法を採用していることもあって与信費用は低位にとどまっており、当面も落ち着いた水準で推移するとみられる。
- (5) 19/3 期上半期末の単体コア資本比率は 52.20% と、その水準はきわめて高い。公共債を中心としたリスクウェイトの低い有価証券が資産の多くを占めていることに加え、内部留保をこれまで持続的に蓄積してきたことも寄与しており、総資産対比でもみても資本水準は高い。

(担当) 大山 肇・松澤 弘太

■格付対象

発行体：稚内信用金庫

【据置】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	A	安定的

格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2019年1月23日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：松村 省三
主任格付アナリスト：大山 肇
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」(2014年11月7日)、「銀行等」(2014年5月8日)として掲載している。
5. 格付関係者：
(発行体・債務者等) 稚内信用金庫
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル